

広報みはる広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三春町有料広告掲載に関する要綱(平成18年三春町告示第10号。以下「要綱」という。)に基づき、町が作成する広報みはるへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置等)

第2条 要綱第2条の規定による町長が定める広告の掲載位置は、広報みはるの表紙と最終ページを除く各ページの下1段とし、掲載の範囲は、最大8ページまでとする。ただし、三春町ホームページに掲載する広報みはるには、広告を掲載しないものとする。

(規格及び広告掲載料)

第3条 要綱第4条の規定による町長が定める広告の規格及び広告掲載料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

- (1) 各ページの下1段(横179ミリメートル・縦47ミリメートル)20,000円。ただし、年間(連続12回)掲載の場合は、200,000円とする。
- (2) 各ページの下1段の2分の1相当(横88ミリメートル・縦47ミリメートル)10,000円。ただし、年間(連続12回)掲載の場合は、100,000円とする。

(掲載回数)

第4条 広告の掲載回数は、広報みはる1号につき1回とし、連続する掲載回数は各年度最長12回とする。

(割付け等)

第5条 掲載する広告の割付けについては、町が行う。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。